

2013年5月14日

高知県教育委員会

人権教育課長 吉田 弘章 様

人権と民主主義・教育と自治を守る高自主人
高知県共闘会議

議長 鎌田

議義權を教と
伸之共守育民
印闘ると主

話し合いの申し入れ

日頃から、高知県の人権教育推進にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、県文化生活部人権課がまとめた資料によれば、2012年度における県が集約している差別事象は8件であり、そのうち5件が学校現場からの報告事例です。しかし、そのいずれもが「差別事象」と扱うべきものなのかどうか疑問のある内容です。

また、県下の「解放子ども会」のあり方について、昨年度は県教委から地教委への指導も行われています。そんな中で今年度を迎えてますが、改善された部分と改善されていない部分とがあります。

そこで、下記の項目について話し合いの時間をお取りいただきたく、申し入れます。お忙しい中とは存じますが、よろしくお願いします。

記

一 賤称語を使った子どもの言動への対応について

1 「発言した子どもを差別者とは考えない」と、私たちとの以前の交渉の中で県教委担当者は答えています。それならば、相手に不快な思いをさせるためや教員の指導に反発するためには使われた言葉が賤称語だからといって、それを「差別事象」ととらえて報告するやり方は改めるべきではないでしょうか。

2 県人権課は、「同和地区」とか「同和地区児童・生徒」と表現しても、「地域や人を特定するための表現として使用するものではないので、人権侵害だとは考えておりません」と答えています。子どもの発言に使われる賤称語は、ほとんどが地域や人を特定するものではないですし、旧来の部落差別の意図も見られません。この語の使用を「差別事象」として集計・社会問題化するのは道理がないのではないでしょうか。

3 県教委は「児童・生徒の差別事象は大人と同列には扱っていない」と答えています。私たちも、大人の社会問題とは区別して、教育課題として扱うべきであると考えています。それならば、県教委が「子どもも県民の一人なので（差別事象を他の社会事象と一緒にして合計数で）公表している」という説明は、矛盾するのではないか。子どもも県民の一人ではあっても、発達途上です。「大人と同列に扱わない」というのが一般的に広がれば、良いのではないかでしょうか。